

令和元年第11回教育委員会定例会議事録

令和元年11月7日

東久留米市教育委員会

令和元年第11回教育委員会定例会

令和元年11月7日(木) 午前11時46分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告1

①東久留米市立学校教職員の服務事故処分等について

(2) 議案第45号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について

(3) 諸報告2

②「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画(素案)について

③その他

※諸報告1「①東久留米市立学校教職員の服務事故処分等について」の報告は非公開で行われましたので、公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

※諸報告1については教育部長、指導室長及び教育総務課長のみが出席した。

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 4人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時46分)

- 園田教育長 これより令和元年第11回教育委員会定例会を開会します。
本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。
○宮下教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 園田教育長 会議の進め方について説明をお願いします。
○佐川教育総務課長 第9回教育委員会定例会において「議案第40号 東久留米市立学校教職員の服務事故について(内申)」をご承認いただきました。その後、東京都から処分及び措置の決定がありましたので、冒頭で、非公開にて報告させていただきます。なお、その際の事務局側の出席者は教育部長、指導室長及び教育総務課長とさせていただきます。資料については、後ほど回収させていただきます。
○園田教育長 日程の最初に非公開で人事案件の報告を行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程より進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○園田教育長 傍聴の方がお見えの場合は、日程の最初に非公開で人事案件の報告を行うことを伝えてください。

(傍聴者に伝える)

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

それでは他の事務局職員と傍聴の方に入室してもらいます。

(学務課長、生涯学習課長、図書館長、統括指導主事 入室)

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせをします。お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第45の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第2、「議案第45号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○森山教育部長 「議案第45号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和元年11月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年3月31日をもって東久留米市立下里小学校が閉校とな

るに当たり、通学区域の規定を整備する必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。

- 白土学務課長** 「議案第45号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」説明します。本議案は令和2年3月31日をもって下里小学校が閉校となるに当たり、通学区域の規定を整備するものです。本規則の一部改正においては、西部地域小学校再編成に向けた実施計画の「4 再編成計画」「② 通学区域」にありますように、下里小学校を第十小学校に統合する形で整備をしています。3枚おめくりいただき4枚目の新旧対照表の「第十小学校」の項目をご覧ください。右側は旧通学区域ですが、左側は現下里小学校の通学区域を統合した新学区域になっています。

ご覧いただいているページの裏面をご覧ください。右側ですが、改正前では下里小学校の学区域が示されていますが、左側の項の改正後では「下里小学校」の項を削っています。また、下里小学校と第十小学校以外の学校においては通学区域そのものは変更していませんが、市長部局の法務担当と調整し、町丁目の並び順や改行位置などの体裁を合わせて整理しています。新旧において変更している箇所は以上です。

続いて、2枚目の裏面の一番下の付則をご覧ください。1、本規則の施行日については令和2年4月1日としています。2（経過措置）です。この規則の施行前において行う令和2年度入学及び在籍児童・生徒に係る事務については改正前の本規則の規定にかかわらず、改正後の本規則の規定によるものとしています。これは規則の効力、つまり新しい通学区域となるのは来年の4月1日ですが、例えば「就学通知書を新入学予定のお子様の保護者宛てに送付するなどの事務については改正後の規定により執行できる」というもので、この経過措置により施行日前に準備のための事務を行うことができるということです。

- 園田教育長** 2点ほど補足説明をお願いします。一つはこの新旧対照表では全体の通学区域に下線が引かれています。改正があったという意味の下線ですが、この規則改正の一番のねらいは「現在の下里小学校に通学する子どもたちが第十小学校の通学区域に変わる」ということがポイントです。本来はそこだけに下線が引かれるのだと思いますけど、全体を通じて下線が引かれている理由を再度説明してください。

もう一つは、再編成に向けた実施計画を1年ぐらい前から教育委員会で議論した時に、経過措置についても議論しました。現在下里小学校に通っているお子さんと、既に今年の新1年生のうち希望する場合は第十小学校へ通っているお子さんがいます。年度が変わると、下里三丁目に住所のあるお子さんは第七小学校を選択できるようになるという説明がありました。そのことをこの規則の中ではどのように読めばいいのか説明をお願いします。

- 白土学務課長** 先ほどの説明の中で、町丁目の並び順の整理また改行位置の整理というお話をさせていただきました。このたびの一部改正する規則の中の別表第1のところ町丁目、通学区域の中の並び順の整理を行い、この表を全て改めるといった整理をしています。その中で新旧で変更した箇所について下線を引くと、通学区域自体は変わっていない学校についても全て下線が引かれるといった整理になっています。実際に変わった箇所は下里小学校の通学区域が第十小学校に統合されたという1点になりますが、例規の整理上新旧の通学区域の全てに下線が引かれています。

もう1点、下里小学校の閉校に伴って第七小学校を選択できるという点についてです。下里小学校の閉校に伴っては実施計画上に統合時の調整として、児童の就学先として第七小学校を選択できる場合を記載しています。具体的には現在の5年生は全員、また、現在の2年生から4年生までのうち、下里三丁目に住所のある児童が第七小学校を選択できることにな

っています。今回は変更箇所のみページになっていますが、本規則第7条に就学校の変更として、通学区域以外の市立学校に就学させる場合の規定があります。区域外就学を行う場合は、事由として、市内転居、保護者の就労等の事由、兄弟との関係、調整区域、教育的配慮の5点の事由に該当する場合には承認することになっています。対象児童が第七小学校を選択する際の規則的な整理としては、「5. 教育的配慮」の「ウ 心身の障害、病気、その他特別な事情により、指定学校を変更することが客観的に適当であると教育委員会が認めた場合」においては実施計画における統合時の調整を事情として、指定校変更手続により、その対応を行うものです。

○園田教育長 2点目については、今回の改正以外の規則の中で既に読み込めるということですね。

○白土学務課長 はい。

○園田教育長 もう1点伺います。今年度になってからの下里小学校の保護者に対する対応についてと、第七小学校や第十小学校との交流事業を行っていますが、現在の現況について説明してください。

○白土学務課長 実施計画では適正化に伴う対応4点を掲げています。「(1)円滑な統合に向けた準備に取り組みます」については、学校長、保護者代表及び教育委員会で組織した統合準備会において、交流事業、統合後の通学路における安全、児童の受け入れ等について検討をしており、これまで4回開催を行いました。特に、通学路における安全については活発な意見交換が行われています。今般、実際の通学路点検においても、委員の皆様にご協力を得て実施したところです。「(2)交流事業を行うなど、交友関係の変化の対応に努めます」という点です。交流事業については下里小学校と第十小学校、または下里小学校と第七小学校の組み合わせで合同遠足や合同移動教室などの事業を、1学期に合計6事業実施しています。また、2学期も合同遠足や、第七小学校と第十小学校の代表的なイベントに下里小学校の子どもたちが参加するなどの交流事業が7回実施されており、各校からも充実した事業となっているとの声が届いており、学校だより等を通じて保護者の皆様へも積極的な情報発信を行っていただいています。私も先日、1～2年生の合同遠足や第十小学校で開催された交流事業「竹の子まつり」、また、第七小学校で開催された交流事業「子どもまつり」などの現地を見てきましたが、教職員の尽力もあり、おのおの学校の子どもたちがすぐにうちとけて仲よく遊び、親睦を深めている様子でした。また、費用については「令和元年度東久留米市西部地域小学校交流事業補助金」を創設し、保護者負担の軽減にも努めています。「(3)教職員等の変化への対応に努めます」については定員を上回る教員の配置、いわゆる加配を行っています。具体的には第十小学校に今年度は1名の加配を行い、下里小学校との調整を中心に担っています。来年度は2名の加配が行われる予定です。円滑な統合に向け統合初年の組織体制の充実を図っていきたくと考えています。実施計画の4点目の「統合に伴う教育環境整備に努めます」については、通学区域の変更に伴う安全対策を実施するために、統合後の通学路の通学路点検を実施しています。点検結果をもとに必要に応じた対策を検討していきます。また、今年度中には統合後、第十小学校の学区域内に防犯カメラも増設予定です。また、同校の施設整備として、都市計画整備に伴った北側に新たな門の設置があります。この門の名称については先ほど申し上げた統合準備会においても、下里小学校の児童も門の名づけに参加できないかというご意見をいただき、両校の児童で名称を検討し、このたび「みらい門」との名称に決定したとのこと。また、トイレの改修については、今年度に設計を行っています。これらにより学校環境の充実を図るものです。

○園田教育長 委員からご意見なりご質問はよろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第45号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を採択します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第45号は承認することに決しました。

◎諸報告2

○園田教育長 日程第3、諸報告に入ります。「②第三次東久留米市子ども読書活動推進計画(素案)について」の報告をお願いします。

○佐藤図書館長 このたび「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画(素案)」がまとまりましたので報告します。本計画は、国の「子ども読書活動推進に関する法律」に基づき、平成19年3月には「第一次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成26年4月には「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組みを行ってきました。平成30年4月に国の第四次子ども読書活動推進に関する基本的な計画が示されたほか、平成31年1月には東久留米市第二次教育振興基本計画を策定したことに伴い、これらの趣旨を踏まえた計画を策定するため、今年度「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会」を設置し、これまで検討委員会を及び作業部会に置いて検討を重ねてきましたが、ここで計画素案を策定したので報告をするものです。

1ページをご覧ください。第1章「東久留米市子ども読書活動推進計画について」は、国の法律に基づいた本市の第一次計画から継承している基本理念を明記しています。2ページから4ページまでは、第2章として「これまでの取り組み」としています。第二次計画で定めた四つの基本方針についてこれまで実施した取り組みを検証し、次期計画への課題点などを挙げています。第二次計画では四つの基本方針のうち、第一次計画の検証の結果、課題とされた小学校への入学する前の段階で、子ども読書に差が見られることを踏まえ、特に乳幼児の取り組みに注力し、幼稚園・保育園訪問を新たに開始するなど取り組みを行ってきましたが、幼稚園や保育園訪問については全ての園が希望するわけではなく、保護者や保育者への啓発も限定的なものとなっています。3ページの「「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で」の取り組みについてですが、図書館での新規事業の実施や学校での読書啓発等、読書推進を図っていましたが、ただし、図書館利用や読書は自主性に任されていることから利用には差があり、不読率は小学6年生で22.2%、中学3年生で35.2%となっています。また、子どもの読書への関心を持つ大人は限定的であり、発達段階に応じた読書や本への理解が十分でないと検証の中で考えています。そのため、図書館のアウトリーチの機会を増やすとともに、理解を促すための大人への啓発が必要であるというところです。また、4ページの「子ども読書活動応援団の構築」では、子ども読書応援団は当初人材バンクとしての活用を目指していましたが、市内ではボランティアの自主的な活動が定着しているため、今後は、子ども読書活動推進のためのボランティア育成プログラムとしての運用が考えられるという検証がなされました。また、第4の「読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」については、誰もが利用できる図書館サービスを提供するため資料の受け入れや事業実施、支援する機器等への研究など行っていますが、子どもたちの実情や必要とされる支援の把握がまだ進んでいない現状があります。そのため、今後はICTを活用した具体的な取り組みを検討する必要があります。また、日本語を母語としない子どもの数が増加傾向になる中で、資料や読書環境の整備が必要であると検証しました。さらに、これ

までの取り組みについては冊子の後ろになりますが、資料4にあります。昨年度の図書館協議会においても各委員に進捗状況を検証していただき、次期計画策定に向けたご提言をいただいています。これらの検証や図書館協議会からのご提言をもとに、5ページからの第3章で第三次計画について記載しています。第三次計画の基本方針は、6ページ上段に記載の「1 発達段階ごとの効果的な読書活動」「2 読むこと 読書のたのしみを社会全体で」「3 子ども読書応援団の運用」「4 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」を四つの柱とし、特に、第一次計画や第二次計画を通して取り組みが進んでいない現状があるハンディキャップのある子どもへの支援に重点を置くものとなりました。また、国が取り組む情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析に基づき市においても必要な取り組みを行っていくことと定めています。それぞれの具体的取り組みについては、後ほどご一読いただければ幸いです。10ページの中段ですが、本計画については第一次、第二次計画を踏襲し、個々の具体的施策の内容や数値目標を明示するものではなく、子どもの読書推進にかかわる各部署の具体的施策の立案に当たっての指針とするものです。また、国の「子どもの読書の推進に関する法律」に基づき、対象を0歳からおおむね18歳以下の子どもと定義しています。計画の期間ですが、国の第四次計画がおおむね5年間としていることから、本市においてもそれを踏まえ、令和2年度から概ね5年間としています。

本素案の今後の取り扱いですが、10月29日、先に開催した図書館協議会で報告し、ご意見をいただいています。また、今後12月1日号の広報にてパブリックコメントを募集し、いただきましたご意見などを参考にしながら、1月中を目途に計画素案から計画案を策定していきます。お寄せいただきましたパブリックコメントや図書館協議会からのご意見、計画案などについて改めて報告します。

○園田教育長 ご質問はありますか。よろしいですか。

来年の1月以降に、素案から案という形で教育委員会にかけ決定をするという段取りでいいですか。

○佐藤図書館長 はい。パブリックコメント等のご意見を踏まえ、素案から案への修正点などもまとめた上で報告させていただきます。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和元年第11回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時15分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月25日

教育長 園田喜雄（自署）

署名委員 宮下英雄（自署）